

障害福祉計画の実現に向けての墨田区の取り組み

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されました。この法律は、障害者や障害児の自立した日常生活と社会参加を営むことができるよう支援するとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざしています。

墨田区においては、墨田区基本計画において、安心して暮らせる「すみだ」をつくるという基本目標のもと、「障害者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる」という政策を掲げています。

本計画の後期(第 2 期)において設定した指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業についての見込み量・確保の方策は(章)、地域の民間事業者、NPO などのサービス供給主体と一層連携をして整備をすることにより、福祉サービスの確保に努めていきます。また、新体系サービスへの移行を促進する中で、事業体系を整理し、障害福祉サービスの確保に努めていきます。

障害者(児)施設については、利用者推移を的確に判断しながら、施策達成の指標を定め、平成 23 年度までに、計画的に下記の障害者(児)施設を整備・誘致します。

また、障害者の自立を促進するため、意欲や能力のある障害者が企業などで働くことができるよう、障害者就労支援センターの機能を強化し、ハローワークなど関係機関との連携による、福祉作業所等の福祉施設から企業などへの就労移行支援体制の確立を図り、職業訓練から就職後のフォローアップまで連続した支援を積極的に展開していきます。このため、総合的な就労支援施設を整備して、支援を強化していきます。

また、福祉就労系サービス事業所利用者については、工賃が貴重な収入となっていることから工賃アップのために、墨田区をはじめ関係公共機関からの発注や事業所の生産品の購入が増えるよう努力していきます。

施策の達成をはかる指標(墨田区基本計画より)

区の障害者就労支援センターを通じて就労した人数		
指標とした理由:障害者の就労状況をあらわす数値を指標としました。		
現状値(平成 17 年度)	中間目標(平成 22 年度)	最終目標(平成 27 年度)
24 人 / 年	25 人 / 年	25 人 / 年

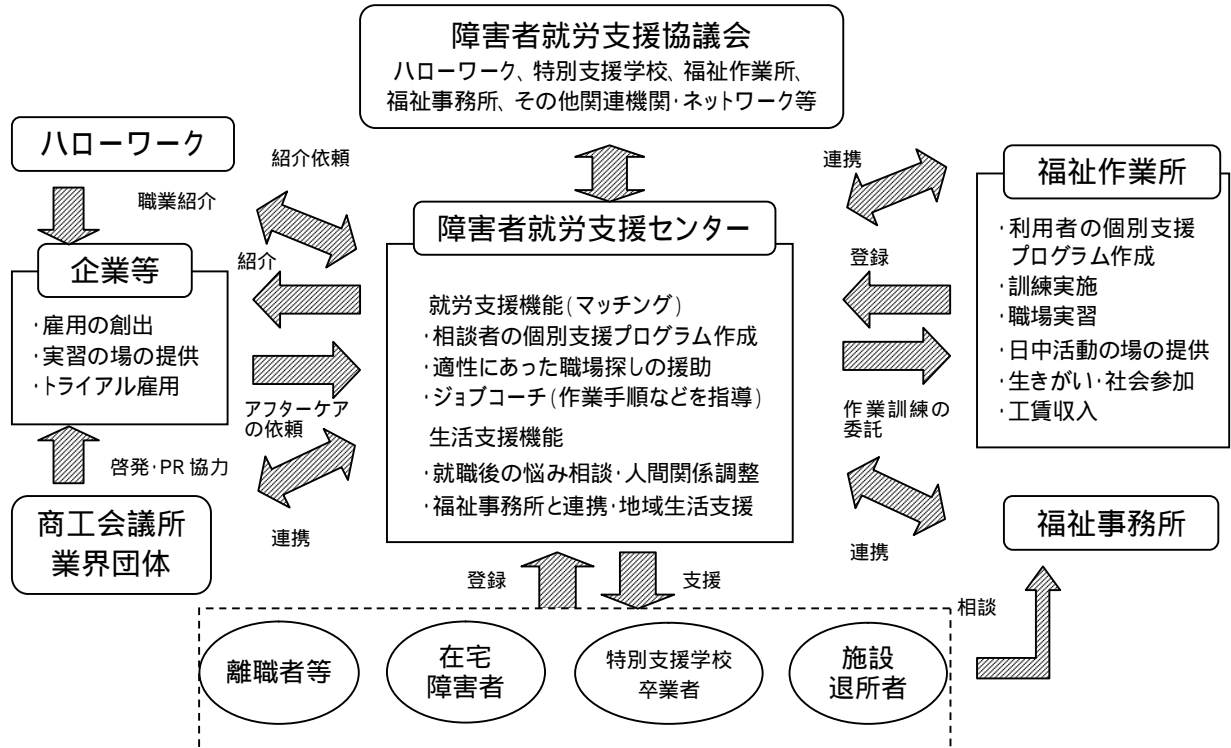
グループホーム・ケアホームの利用者数		
指標とした理由: 障害者が地域で独立した生活を送る状況を表す数値を指標としました。		
現状値(平成 17 年度)	中間目標(平成 22 年度)	最終目標(平成 27 年度)
77 人()	88 人	100 人

平成 17 年 10 月時点のグループホーム及び生活寮に入所中の知的障害者と精神障害者の人数

平成 23 年度までに墨田区が整備・誘致する障害者(児)施設

児童デイサービス	<p>障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。</p> <p>平成 22 年度に旧文花小学校跡地に新規開設を予定しています。</p>
生活介護	<p>常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</p> <p>平成 22 年度に旧文花小学校跡地に新規開設を予定しています。</p>
共同生活介護(ケアホーム) ・共同生活援助(グループホーム)	<p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等(共同生活介護)や、相談や日常生活上の援助(共同生活援助)を行います。</p> <p>平成 22 年度までに知的障害者対象施設 1ヶ所を誘導、整備していきます。</p>
就労移行支援	<p>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>平成 23 年度に旧本所授産場跡地に新規開設を予定しています。</p>
就労継続支援A型	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。誘導、整備に努力していきます。</p>
重度身体障害者グループホーム	<p>自立支援法外施設の位置づけですが、設置の必要性が高いところから、区内に整備していきます。</p>

墨田区障害者就労支援システム



資料1. 計画策定のための体制及び検討経過

1. 計画策定のための体制

墨田区障害者施策推進協議会、墨田区地域福祉計画推進本部および墨田区地域福祉計画推進本部幹事会、地域自立支援協議会およびその専門部会である計画部会において検討を行っています。

(参考) 墨田区地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 墨田区における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の供給体制の整備並びに円滑な実施を確保し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう墨田区地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(設置)

第2条 協議会に、協議会全体会(以下「全体会」という。)及び協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(全体会の構成)

第3条 全体会は、会長、副会長及び全体会委員25人以内をもって構成する。

2 全体会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者、区職員等のうちから福祉保健部障害者福祉課長(以下「障害者福祉課長」という。)及び福祉保健部保健衛生担当保健計画課長(以下「保健計画課長」という。)が協議して選任する。

3 委員の選任は、協議事項を勘案して、全体会の開催ごとに行う。

(全体会の会長等)

第4条 全体会に会長及び副会長を置く。

2 会長は障害者福祉課長とし、副会長は保健計画課長とする。

3 会長は、全体会を統括する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(全体会の協議事項等)

第5条 全体会は、次に掲げる事項を協議する。

墨田区における相談支援事業に関すること。

墨田区における障害福祉サービス体制に関すること。

墨田区障害福祉計画の作成及び推進に関すること。

その他、会長が必要と認めること。

2 会長は、前項の規定による協議の結果について、関係機関に報告するものとする。

(専門部会の構成)

第6条 専門部会は、座長及び専門部会委員で構成する。

2 専門部会委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者及び区職員等のうちから、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については障害者福祉課長が選任し、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会は保健計画課長が選任する。両課に関わる事項の専門部会は、障害者福祉課長が保健計画課長と協議して選任する。

3 委員の選任は、協議事項を勘案して、専門部会の開催ごとに行う。

(専門部会の座長等)

第7条 専門部会には座長を置く。

2 座長は、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については障害者福祉課長とし、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会については保健計画課長とする。ただし、両課に関わる事項の専門部会の座長は、障害者福祉課長とする。

3 座長は、専門部会を統括する。

(専門部会の協議事項等)

第8条 専門部会は、次の事項を協議する。

墨田区障害福祉計画の作成及び推進に関すること。

特別支援学校生徒等の卒後対策に関すること。

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項第15号に規定する就労継続支援事業の継続利用に関すること。

困難事例に関すること。

その他、会長が必要と認めること。

2 座長は、前項第1号の協議結果について、全体会に連絡するものとし、前項第2号から第5号までの協議結果については全体会に連絡し、必要に応じて関係機関に報告するものとする。

(招集)

第9条 全体会は会長が招集し、専門部会は各座長が招集する。

(守秘義務)

第10条 全体会及び専門部会に参加した者は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 全体会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理をする。

2 専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については福祉保健部障害者福祉課において処理し、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会については福祉保健部保健衛生担当保健計画課が処理をする。ただし両課に関わる事項の専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課が処理をする。

(報酬)

第12条 全体会及び専門部会の委員に対し、報酬等は支給しない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

墨田区地域自立支援協議会委員

	所 属 等
障害者団体等の代表者	墨田区障害者団体連合会(肢体障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(視覚障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(聴覚障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(心障児者部会)
	墨田区障害者団体連合会(肢体不自由児者部会)
	特定非営利活動法人 とらいあんぐる
学校関係者	東京都立墨田特別支援学校進路担当
	東京都立墨東特別支援学校進路担当
障害福祉サービス民間事業者	肢体不自由児(者)通所訓練所
	すみだ福祉保健センター はばたき福祉園
	すみだ福祉保健センター みつばち園
	(福)原町成年寮
	(福)墨田さんさん会
	(福)おいてけ堀協会
	特定非営利活動法人 ふるさとの会
行政関係者	墨田公共職業安定所
墨田区職員	福祉保健部 障害者福祉課長
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課長
	福祉保健部 厚生課長
	福祉保健部 保健衛生担当 向島保健センター
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者福祉担当
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者企画担当
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課 保健計画担当

地域自立支援協議会(計画部会)委員

委員長	福祉保健部 障害者福祉課長
副委員長	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課長
委員	福祉保健部 厚生課長
	企画経営室 企画・行政改革担当主査
	福祉保健部 厚生課 厚生担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者福祉担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者企画担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者相談担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者在宅支援担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 墨田福祉作業所所長
	福祉保健部 障害者福祉課 すみだ厚生会館所長
	福祉保健部 障害者福祉課 すみだふれあいセンター所長
	福祉保健部 障害者福祉課 就労支援センター事業主査
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課 保健計画担当主査
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課 保健計画担当主査

2. 墨田区障害福祉計画作成経過

墨田区障害者施策推進協議会検討経過

第 1 回	平成 20 年 11 月 14 日(金) 午前 10 時～ 区役所 123 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画中間のまとめ」について
第 2 回	平成 21 年 2 月 13 日(金) 午前 10 時～ 区役所リバーサイドホール会議室	1. 「墨田区障害福祉計画(案)」について

墨田区地域福祉計画推進本部検討経過

第 1 回	平成 20 年 11 月 10 日(月) 午前 9 時 30 分～ 区役所庁議室	1. 「墨田区障害福祉計画中間のまとめ」について
第 2 回	平成 21 年 2 月 6 日(金) 午前 10 時～ 区役所庁議室	1. 「墨田区障害福祉計画(案)」について

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過

第 1 回	平成 20 年 11 月 7 日(金) 午前 10 時～ 区役所 123 会議室	1.「墨田区障害福祉計画中間のまとめ」について
第 2 回	平成 21 年 2 月 5 日(木) 午前 10 時～ 区役所 121 会議室	1.「墨田区障害福祉計画(案)」について

墨田区地域自立支援協議会検討経過

第 1 回	平成 20 年 6 月 27 日(金) 午後 10 時～ 区役所 31 会議室	1.「墨田区障害福祉計画(平成 19 年度の実績報告)」について
第 2 回	平成 21 年 1 月 29 日(木) 午前 10 時～ 区役所 91 会議室	1.「墨田区障害福祉計画(案)」について

墨田区地域自立支援協議会(計画部会)検討経過

第 1 回	平成 20 年 6 月 24 日(火) 午後 1 時 30 分～ 区役所 21 会議室	1.「墨田区障害福祉計画(平成 19 年度の実績報告)」について
第 2 回	平成 21 年 1 月 23 日(金) 午後 3 時～ 区役所 91 会議室	1.「墨田区障害福祉計画(案)」について

資料2 用語(キーワード)の解説

現行の福祉施設	旧知的障害者福祉法および旧身体障害者福祉法等に基づく指定施設支援を行なう施設。障害別、通所・入所別に、身体障害者更生施設、知的障害者授産施設などの施設体系となっている。
障害者施設入所者	指定施設支援を行なう施設のうち、入所型のサービスを利用している障害者。
入所施設サービス	旧知的障害者福祉法、および旧身体障害者福祉法に基づき行われる入所施設サービス。知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設の5つのサービスがある。
通所授産施設	入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を行う通所施設。
小規模作業所	人的配置や設備的な条件などから、法律に基づく施設になっていない作業所。多くは都や区の独自事業となっている。
新体系移行	支援費制度では入・通所施設でのサービスは旧身体障害者福祉法および旧身体障害者福祉法に基づき行われていたが、障害者自立支援法の施行により、平成23年度末までに順次、障害者自立支援法に基づく施設サービス体系に移行することになる。
官公需	国や公団、地方自治体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすること。国は官公需にかかる福祉施設の受注機会の増大を求めており、障害者雇用の拡大や工賃アップのため地方自治体も積極的に取り組んでいく必要がある。
市町村相談支援機能強化事業	市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士など)を区市町村等に配置する事業。専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応や、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行う。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神障害者に対し入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業。
成年後見制度利用支援事業	知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、障害者福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行う事業。成年後見の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する。

資料3 他の計画との関係

1. 「墨田区基本計画」との関係

墨田区基本計画における位置づけ

基本目標「安心して暮らせる「すみだ」をつくる」
政策 450「障害者が尊厳をもち、安心して暮らせる
しくみをつくる」

心身障害児療育施設整備事業

心身障害者に対し、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行い、自立した地域生活を支援するための施設を整備します。

心身障害者通所更生施設整備事業

心身障害者に対し、社会的な生活能力を高めるために必要な訓練を行い、社会的自立を支援するための施設を整備します。

知的障害者グループホーム支援事業

知的障害者が住み慣れた地域社会で自立して生活できるように支援します。

知的障害者通所授産施設整備事業

一般就労の困難な障害者に対し、状況に応じた仕事を提供し、あわせて社会参加を支援するための施設を整備します。

墨田区障害福祉計画

における位置づけ

児童デイサービス

生活介護

共同生活介護
(ケアホーム)
共同生活援助
(グループホーム)

就労移行支援

2. 「すみだノーマライゼーション推進プラン 21 墨田区障害者行動計画」との関係

第3期墨田区障害者行動計画(後期)での位置づけ			墨田区障害福祉計画での該当事業
大分類	中分類	事業名	事業名
地域での自立生活を支援する	自立生活の実現に向けたサービスを充実する	1 心身障害者(児)ホームヘルプサービスの実施	訪問系サービス
		2 精神障害者ホームヘルプサービスの実施	訪問系サービス
		3 難病患者等ホームヘルプサービスの実施	訪問系サービス
		5 身体障害者(児)デイサービスの充実	地域活動支援センター
		6 知的障害者デイサービスの充実	地域活動支援センター
		7 心身障害者(児)ショートステイの充実	短期入所
		8 心身障害者(児)緊急一時介護の推進	地域生活支援事業・その他事業
		9 精神障害者ショートステイの実施	短期入所
		11 重度心身障害者入浴サービスの実施	地域生活支援事業・その他事業
		12 重度心身障害者(児)紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施	地域生活支援事業・その他事業
		13 寝たきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成の実施	地域生活支援事業・その他事業
		14 心身障害者理美容サービスの実施	地域生活支援事業・その他事業
		15 視覚障害者ガイドヘルプサービスの充実	移動支援事業
		16 知的障害者ガイドヘルプサービスの充実	移動支援事業
		17 手話通訳者派遣の充実	コミュニケーション支援事業
		20 重度心身障害者(児)日常生活用具等給付・貸与の充実	日常生活用具給付等事業
		24 心身障害者福祉電話サービスの実施	地域生活支援事業・その他事業
	自己決定と選択を支える体制をつくる	25 総合相談体制の整備	相談支援事業
		26 障害者ケアマネジメント体制の整備	相談支援
		28 精神障害者地域生活支援センターの運営	相談支援事業
	安心して生活できるしくみをつくる	38 知的障害者グループホーム・ケアホームの整備支援	共同生活援助・共同生活介護
		39 身体障害者グループホーム・ケアホームの整備支援	共同生活援助・共同生活介護
		40 精神障害者グループホームの運営支援	共同生活援助・共同生活介護
		41 心身障害者入所施設の確保	施設入所支援
44 緊急通報・火災安全システムの充実		地域生活支援事業・その他事業	
47 墨田区心身障害者福祉手当(区制度)の充実	地域生活支援事業・その他事業		
健全やかな成長と健康づくりを支援する	健康づくりにむけたサービスを充実する	54 心身障害児療育事業の充実	児童デイサービス
		55 心身障害児療育施設の整備	児童デイサービス
社会参画と自己実現を支援する	就労と自己実現を支えるしくみをつくる	86 心身障害者通所訓練の充実	生活介護
		87 知的障害者の通所訓練の実施	生活介護
		88 心身障害者通所更生施設の整備	生活介護
		89 福祉作業所の充実	就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)
		90 精神障害者社会復帰訓練施設の運営支援	就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)
	94 心身障害者の雇用拡大を図るための施設整備助成制度のPR	地域生活支援事業・その他事業	
	95 心身障害者雇用優良事業所の顕彰	地域生活支援事業・その他事業	
参加と交流の機会をつくる	103 障害者福祉大会の実施	地域生活支援事業・その他事業	
	110 ボランティアに対する支援	地域生活支援事業・その他事業	
安全・快適に暮らせるまちづくりを推進する	やさしいまちづくりを推進する	121 心身障害者福祉タクシー制度の充実	地域生活支援事業・その他事業
		125 身体障害者自動車運転教習費補助の実施	地域生活支援事業・その他事業
		126 身体障害者用自動車改造費助成の実施	地域生活支援事業・その他事業
	心のバリアフリーを推進する	133 障害者福祉啓発事業	地域生活支援事業・その他事業

3. 「区民の健康づくり総合計画」との関係

